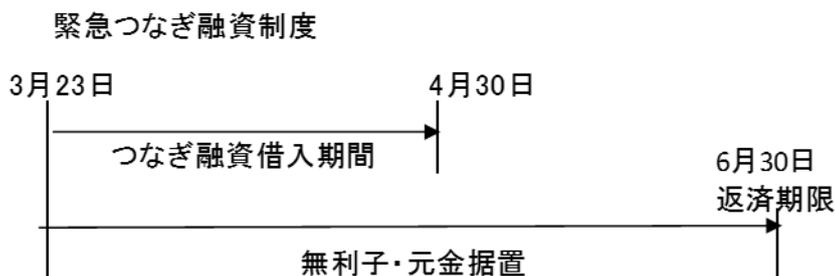


○商工業者のみなさまへ新型コロナウイルス感染症緊急対策を実施します。

①新たな借入者への対応(和寒町商工業活性化融資の活用)

国の新型コロナウイルス感染症特別貸付の制度では資金繰り対応が間に合わない事業者について、町の商工業活性化融資利子補給補助の運転資金(限度額 300 万円)を融資します。借入利息は、特例措置として無利子とし、期間は、令和 2 年 3 月～令和 2 年 4 月 30 日までの借入分を適用、返済は、6 月 30 日までとする。また、元金についても、国の融資を受ける間は返済を猶予する据え置き措置を設けます。



②既存の借入者に対する対応(利子補給率の拡大と経過措置を実施)

和寒町の規則に基づき借入を行い利子補給を既に受けている者に対して、令和2年2月～令和2年7月までの6ヶ月間、本人負担分0.8%を無利子とします。あわせて、令和2年8月以降については、本人負担分を6ヶ月間0.4%とする経過措置を設けます。



(注) 現在、利子の0.8%～2.4%(3.4%の場合もあります)は、町が助成していますが、緊急対応策として本年 2 月 1 日～7 月 31 日に支払う利子 0.8%までの借主負担分も町が助成します。

詳しくは、産業振興課商工観光労政係 32-2423 まで